

令和 6 年 2 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 2 月 2 9 日

長野県安曇野市農業委員会

令和6年2月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和6年2月29日

○会議の日時 令和6年2月29日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（20名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
6番	井口勝也君	7番	三枝守和君
8番	上條弘勝君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
14番	中村洋子君	16番	川上辰昇君
17番	請地康仁君	18番	笠原哲雄君
19番	降幡修二君	20番	浅川増行君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

○欠席委員（4名）

5番	田口博之君	9番	平川邦夫君
13番	藤原光弘君	15番	丸山隆也君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	沖和義君	事務局員	折井希望君

○議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

- (4) 議案第4号 農地法第5条許可申請審議
 - (5) 議案第5号 農地の非農地決定申請審議
 - (6) 議案第6号 贈与税納税猶予に係る証明申請審議
 - (7) 議案第7号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (8) 議案第8号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
- 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉会
-

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

月末には地域計画の会議があちらこちらでございまして、皆さんもご出席をありがとうございました。

それでは、ただいまから安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願いたします。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、中島会長からご挨拶をお願いします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、大変ご苦労さまでございます。

さて、明日から3月でございます。このところ、この時期になるとやはり天気が不安定で寒暖差が非常に激しいわけでございますが、どうか体調のほうを十分気をつけていただきたいと思っております。

さて、2月は松塩筑を合わせた関係で結構忙しかったわけでございます。2月14日には豊科公民館で松塩筑安曇農業委員会協議会の活性化研修会が開催されたわけでございますが、大勢の皆さんに出席をいただきました。大変ご苦労さまでございました。

そして2月16日は同じく松塩筑安曇農業委員会協議会の先進地視察に行っていました。今年は飯田のほうへ行ってきました。飯田の市田柿工場、これとなかひら農場へ行ってきましたけれども、市田柿のほうは工場も見させてもらったら、確かに大きい工場が2つありまして、それで全てオートメーションでいくんですよ。ところどころ人の手が入るんですけども、それで丁寧いろいろやっているか見て、これはやはり非常に高いわなと思った。今、市田柿は高いよね。1,000円を超えるものね。それで市田柿の表面に白い粉がついている、あれはどうやってつけるかと思って見ていたら、そしたら我々、昔は干し柿を作ったもんだよね、それを工場のほうでは大体1mくらいの直径で、長さが5mくらいかな、その

網のドラムの中へ干し柿を入れてぶるんぶるん回すんですよ。そうすると干し柿の表面にいろんな小さい傷がつくということです。その傷から下のほうから蜜が出てきて、それが白くなるということです。私も今まであまり関心がなかったもので知らなかったけれども、そういう話を聞いてなるほどなと思って感心しましたけれども、それでやはり人手のほうもこのご時世で足りなくなっているそうです。私のところでも1本渋柿があります。今年はぜひ挑戦してみたいと思います。

それとあとなかひら農場へ行かせてもらったんだけど、そこは10haのリンゴ農園でございました。ここでは主にジュースの加工・製造販売しているところだけれども、私が非常に興味を持ったのは寒天をつくる時に製造過程で出る液体を使った芽守液という液体、これを防霜に使うらしいです。絞り汁を動噴でかけるらしいんだけど、そうすると霜に当たらない。ちょうど二、三年前に飯田地方で凍霜害が非常にありましたよね、相当ひどい凍霜害があったわけですが、その凍霜害のときにはお宅はどうでしたなんて聞いたんですよ。そしたら、やはり芽守液を動噴でまいたおかげで、ほとんど被害がなかったそうです。それで三役地域長の中でも2名ほど、芽守液を買って帰ってきましたけれども、今年その効果をお聞きしたいと思っています。

そういうことで簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 中島会長、ありがとうございます。

続きまして、農業委員会憲章の唱和でございます。議案集の表紙裏をご覧ください。

10番の長崎要委員の先唱にてお願いいたします。

皆様ご起立ください。それでは、お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に、6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。それでは、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても、前回同様となりますので、よろしく願いいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が20名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、5番、田口博之委員、9番、平川邦夫委員、13番、藤原光弘委員、15番、丸山隆也委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同

条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

20番、浅川増行委員、21番、渡辺正幸委員の2名をお願いをいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、総会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決することといたします。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

議事に入る前に議案の訂正等がありましたら、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（松島 弘泰君） 議案の訂正をお願いします。

まず、議案集の表紙になります。議案第6号 相続税納税猶予に係るとありますが、こちらは「贈与税」に訂正をお願いいたします。そしてこれに伴いまして、この案件の11ページも同様に「贈与税」というふうに訂正をお願いいたします。

また、申請番号を3番から8番に訂正をお願いします。

続きまして、2ページです。申請番号9番、受人の経営面積ゼロの追加をお願いいたします。

続きまして、8ページ、申請番号18番が取下げとなりましたので、削除をお願いします。

また、8ページから9ページにかけて申請番号21番、22番の転用事由ですが、「借人」を「受人」に訂正をお願いいたします。

また、13ページ、整理番号8番ですが、次第の次に表が1枚ありますので、そちらの表と差し替えをお願いいたします。

訂正につきましては以上でございます。

今回から別冊資料ということで、各地域の地域委員会で作成した資料を、他地域の状況も分かるようにということでお配りしております。ページ番号は地区別に振られているものですから、あちこち飛んだりしますけれども、この辺はご容赦いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従ってまいります。

本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、穂高、三郷、明科地域が2月27日に、堀金地域は2月26日に地域委員会を開催し協議しております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

○議長（中島完二君） 議案第1号 農地法第3条の許可申請審議を上程いたします。

3番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島 弘泰君） それでは、議案集の1ページをお願いします。

申請番号3番です。

申請地は穂高地域で、現況地目は畑、面積が8㎡です。受人の経営面積は8万4,911㎡、渡人の経営面積が1,095㎡です。申請番号3番の受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の27ページ、28ページでご確認ください。

委員番号23番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号3番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 委員番号23番、佐原でございます。

申請番号3番についてご説明申し上げます。

別冊の写真の上でございますが、地図では■の近くということでご承知おきを願いたいと思います。

申請理由につきまして、渡人は高齢で耕作が困難になり、申請地を譲渡したい。また、受人は公社売買で周辺農地を取得しましたが、対象にならなかったため3条で申請をし、取得したい。以上、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、4番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号4番です。

申請地は穂高地域で、現況地目は田、面積が100㎡です。受人の経営面積は1,590.85㎡、渡人の経営面積が3,427.14㎡です。

申請番号4番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の29ページ、30ページでご確認ください。

委員番号6番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号4番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 委員番号6番、井口です。

申請番号4番についてご説明いたします。

申請理由は、渡人は過去に申請地を売買したが、農地法の手続をしていなかったため申請する。受人は過去に申請地を売買したが、農地法の手続に従っていなかったため、許可を受け所有権移転をしたい。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、5番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号5番です。

申請地は三郷地域で、現況地目は畑、面積は182㎡です。受人の経営面積は1万4,258㎡、渡人の経営面積が8,583㎡です。

申請番号5番の受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては別冊資料の37、38ページでご確認ください。

委員番号22番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号6番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 委員番号22番、塚田です。

申請番号5番について説明します。

渡人は申請地を相続で取得したが、会社員であり、耕作が困難なため譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたい。以上、審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、6番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号6番です。

申請地は三郷地域の2筆で、現況地目は畑、面積が計7,030㎡です。受人の経営面積は5万2,967㎡、渡人の経営面積が1万8,516㎡です。

申請番号6番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の39、40ページでご確認ください。

委員番号19番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号6番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○19番（降幡修二君） 委員番号19番、降幡です。

申請番号6番についてご説明いたします。

申請理由は、渡人は、受人より現在耕作していない申請地を譲り受けたいと申出があり、譲渡することとした。受人は農業経営拡大のため申請地を譲り受けたい。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、7番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 2ページをお願いします。申請番号7番です。

申請地は三郷地域で、現況地目は畑、面積が1,881㎡です。受人の経営面積は5万2,967㎡、渡人の経営面積が7,796㎡です。

申請番号7番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の41ページ、42ページでご確認ください。

委員番号19番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号7番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○19番（降幡修二君） 委員番号19番、降幡です。

申請番号7番についてご説明をいたします。

申請理由ですが、渡人は受人より現在耕作していない申請地を譲り受けたいと申出があり、譲渡することとした。受人は農業経営拡大のため申請地を譲り受けたい。以上、ご審議をお

願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、8番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号8番です。

申請地は三郷地域で、現況地目は畑、面積が4,177㎡です。受人の経営面積は5万2,967㎡、渡人の経営面積が7,160㎡です。

申請番号8番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の43、44ページでご確認ください。

委員番号19番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号8番の担当地区委員の説明をお願いします。

○19番（降幡修二君） 委員番号19番、降幡です。

申請番号8番についてご説明いたします。

申請理由ですが、渡人は受人より現在耕作していない申請地を譲り受けたいと申出があり、譲渡することとした。受人は農業経営拡大のため申請地を譲り受けたい。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、9番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号9番です。

申請地は三郷地域で、現況地目は畑、面積は1,857㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人

の経営面積が3,790㎡です。

申請番号9番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の45、46ページで確認ください。

委員番号3番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号9番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕です。

申請番号9番についてご説明申し上げます。

申請理由でございますけれども、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は借りていた農地を取得し果樹栽培を続けたい。以上、よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

3番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 3ページをお願いします。申請番号3番です。

申請地は豊科地域の第2種農地で、現況地目は畑、面積が47㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の1ページ、2ページでご確認ください。

委員番号15番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号3番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、4番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島 弘泰君) 申請番号4番です。

申請地は豊科地域の第2種農地で、現況地目は宅地、面積が275㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の3ページ、4ページでご確認ください。

委員番号15番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 事務局から申請番号4番について説明いたします。

申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、5番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島 弘泰君) 申請番号5番です。

申請地は豊科地域の第3種農地で、現況地目は田、面積が44㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の5ページ、6ページでご確認ください。

委員番号15番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 事務局から申請番号5番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明し

たため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、1番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 4ページをお願いします。申請番号1番です。

申請地は穂高地域で、現況地目は畑、面積が2,804㎡、申請内容は駐車場（一時転用）、令和4年11月から令和6年3月31日までで許可になったものを令和6年9月30日まで再延長するものです。

位置等につきましては、別冊資料の31、32ページでご確認ください。

委員番号7番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 事務局から説明がありましたが、続いて申請番号1番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 委員番号7番、三枝です。

申請番号1番について説明いたします。

転用理由ですけれども、借人は仮設社員駐車場として一時転用を申請し許可を得ていたが、新設駐車場施工にあたり、長野県土砂等の盛土等に関する条例の許可に至っていないため、新設駐車場の工期が延長となることから、一時転用の期間を延長したい。

補足説明しますと、静岡で盛土箇所が原因で、大変な災害となったことにより、長野県が条例の整備をしたが、提出した書類に不備があったということで、工事に着工できないということです。審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がございましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、2番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島 弘泰君) 申請番号2番です。

申請地は堀金地域で、現況地目は雑種地、面積が346㎡、申請内容は宅地で許可になった案件で、転用事業者が当初計画者から承継者に変更となるものです。

位置等につきましては、別冊資料の47から50ページで確認ください。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(折井希望君) 事務局より申請番号2番についてご説明いたします。

転用事由は、渡人は過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、住宅を建てたい。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「ちょっと一つ質問です」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) どうぞ。

○10番(長崎 要君) 過去に許可を得たということですが、いつだか分かりますか、日付。

○議長(中島完二君) 長崎さん、もう1回発言してください。

○10番(長崎 要君) 過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたというふうに出ていますが、日付が分かれば教えてください。

○事務局(折井希望君) 事務局よりご説明いたします。許可は平成4年9月17日に許可を受けております。

○10番(長崎 要君) ありがとうございます。

○議長(中島完二君) そのほか何かございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) それでは、これより採決に入ります。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、9番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 5ページをお願いします。申請番号9番です。

申請地は豊科地域の第3種農地で、現況地目は雑種地、面積が20㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の7ページ、8ページでご確認ください。

委員番号15番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から、申請番号9番について説明いたします。

転用事由は、受人は来客用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、10番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号10番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、現況地目は畑、面積が4.88㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の9ページ、10ページを確認ください。

委員番号15番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号10番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、11番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島 弘泰君) 申請番号11番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、現況地目は畑、面積が11㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の11ページ、12ページでご確認ください。

委員番号15番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 事務局から申請番号11番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、12番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島 弘泰君) 6ページをお願いします。申請番号12番です。

申請地は豊科地域の第3種農地で、現況地目は田、面積が338㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の13ページ、14ページでご確認ください。

委員番号15番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 事務局から申請番号12番について説明いたします。

転用事由は、受人は現在、県外の実家に居住しているが、安曇野市への移住を希望しており、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、13番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号13番です。

申請地は豊科地域の第3種農地で3筆です。現況地目は田及び畑、面積が計328㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の15ページ、16ページでご確認ください。

委員番号21番、図面番号6番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて議案番号13番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 委員番号21番、渡辺です。

申請番号13番についてご説明いたします。

転用事由ですが、借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、14番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号14番です。

申請地は豊科地域の第3種農地で、現況地目は田、面積が300㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の17ページ、18ページでご確認ください。

委員番号21番、図面番号7番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました。続いて申請番号14番の担当地区委員の説明をお願いします。

○21番（渡辺正幸君） 委員番号21番、渡辺です。

申請番号14番についてご説明いたします。

申請事由ですが、受人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、15番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 7ページをお願いします。申請番号15番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、現況地目は田、面積が620㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の19ページ、20ページでご確認ください。

委員番号24番、図面番号8番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号15番について説明いたします。

転用事由は、借人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、16番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号16番です。

申請地は豊科地域の第3種農地で、現況地目は田、面積が283㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の21、22ページでご確認ください。

委員番号24番、図面番号9番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号16番について説明いたします。

転用事由は、受人は現在実家に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、17番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号17番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で5筆です。現況地目は田、面積が計729.46㎡です。申請内容は建売住宅1棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の23ページ、24ページでご確認ください。

委員番号10番、図面番号10番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号17番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 委員番号10番、長崎です。

申請番号17番について説明します。

転用事由ですけれども、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。以上、よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、19番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 8ページをお願いします。申請番号19番です。

申請地は穂高地域の第3種農地で、現況地目は田、面積が625㎡です。申請内容は建売住宅2棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の33ページ、34ページでご確認ください。

委員番号9番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（松島 弘泰君） 事務局から申請番号19番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいまの説明に対して、何か意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、20番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 申請番号20番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、現況地目は田、面積が71㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の35、36ページでご確認ください。

委員番号6番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号20番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 委員番号6番、井口です。

申請番号20番の案件について転用事由についてご説明いたします。

受人は現在実家に居住しているが、手狭になったため申請地に住宅を建築したい。以上、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、21番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島 弘泰君) 申請番号21番です。

申請地は堀金地域の第2種農地で、現況地目は雑種地、面積が346㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の51から53ページをご確認ください。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いします。

○事務局(折井希望君) 事務局より申請番号21番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は現在借家に居住しているが、手狭になったため利便性のよい申請地に住宅を建築したい。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、22番案件について事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島 弘泰君) 9ページをお願いします。申請番号22番です。

申請地は堀金地域の第1種農地で、現況地目は畑、面積が310㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の54から56ページでご確認ください。

委員番号2番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号22番の担当地区委員の説明をお願いします。

○2番(矢淵一良君) 委員番号2番、矢淵です。

申請番号22番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島 弘泰君) 10ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号1番です。申請地は穂高地域で、現況地目は山林、面積は431㎡、現況は山林化し、復元困難となっております。

続いて、申請番号2番です。申請地は明科地域で、現況地目は雑種地、面積は145㎡、現況は山林化し、復元困難となっております。

申請番号1番、2番については、現地確認を実施しており、穂高、明科地域委員会では全て非農地と認められるものと確認しています。

議案集の最終ページに位置図等がありますので、ご確認ください。ご審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、申請番号1番、2番につきまして意見等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、原案どおり非農地と決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) 全員挙手により原案のとおり決定といたします。

議案第6号 贈与税納税猶予に係る証明書交付の申請審議

○議長(中島完二君) 次に、議案第6号 贈与税納税猶予に係る申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島 弘泰君) 11ページをお願いします。申請番号1番です。

贈与税納税猶予に係る証明書交付の申請審議です。

贈与税納税猶予については、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等を引き続き営農しているかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

す。

引き続き農業経営を行っている旨の証明については、豊科地域の15筆で、現況地目は田及び畑、面積は計1万4,171㎡です。

該当の農地については適正に耕作されていることが確認されております。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第7号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（松島 弘泰君） 12ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められておりますのでご説明いたします。

整理番号5番です。権利の移転をする土地は、穂高地域の3筆で、現況地目は田、面積は計5,496㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年3月15日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号6番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、現況地目は田、面積は993㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年3月21日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号7番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、現況地目は畑、面積は828㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年3月21日、法律関係は売買です。

13ページをお願いします。整理番号8番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、現況地目は畑、面積は計3,368㎡、目的はブドウ、移転・引渡しの時期ともに令和6年3月15日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号9番です。権利の移転をする土地は堀金地域で、現況地目は田、面積は

962㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年3月21日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号10番です。権利の移転をする土地は堀金地域で、現況地目は田、面積は92㎡、目的は公社買入れ、移転・引渡しの時期ともに令和6年3月21日、法律関係は売買です。

14ページをお願いします。整理番号11番です。権利の移転をする土地は堀金地域で、現況地目は田、面積は1,569㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年3月21日、法律関係は売買です。

以上、7件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（所有権移転）を決定いたします。

議案第8号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第8号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島 弘泰君） 15ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について安曇野市長から決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和6年2月29日です。設定件数は総数134件、45万3,211㎡です。うち新規分については64件、18万6,276㎡です。期間別設定面積につきましては、1年から20年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は総計275筆です。耕作者は79人、所有者が131人となっております。利用権設定の一覧につきましては、16ページから24ページです。25ページから26ページは農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますの

で、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事を終了いたしました。長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。それでは閉会の言葉を塚田副会長からお願いします。

○副会長（塚田善久君） 以上で、令和6年2月 安曇野市農業委員会定例総会を閉会します。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 2時52分 閉会